

国土交通省 新型インフルエンザ等業務継続計画改定の概要

業務継続計画の目的

新型インフルエンザ等発生時において、鉄道・バス等公共交通機関の運行、道路・河川施設等社会インフラの管理、上下水道等ライフライン事業、航空管制・治安維持等安全・安心に関わる業務等、国土交通省の所掌業務及び所管事業者が行う事業の継続・縮小等が国民生活に与える影響に鑑み、また、これら事業者が計画を策定する際のモデルとなるよう、新型インフルエンザ等発生時の国土交通省における業務遂行のあり方等を定める。

業務継続計画の改定の必要性

令和6年9月に「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」が、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ改定されたことから、これに合わせて改定する。

改定のポイント

新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等発生時における業務継続の在り方を見直し。

（具体例）

- ・業務継続の基本方針にテレワークの活用等を位置づけ
- ・継続すべき業務として、緊急の法令改正業務や感染拡大により経済的影響を受けている事業者等への支援業務を追加
- ・職場における感染対策について、エアロゾル感染に関するものを追加

業務継続計画の概要

※赤色は、改定又は新規追加した事項

◆総論

- ・首都直下地震に係る業務継続計画も参考にしつつ、別個の計画として策定。
- ・業務継続計画の被害想定は、職員の最大40%程度の欠勤を想定（**流行期間等は定めない**）。
- ・業務継続計画の適用範囲は本省のほか、外局や地方支分部局等も対象とするが、現場部門を有する組織は必要に応じ実態を反映した計画を別途策定。

◆業務継続計画の基本的考え方について

- ・強化・拡充業務を優先的に実施するほか、一般継続業務を適切に継続。
- ・強化・拡充業務及び一般継続業務（発生時継続業務）については、職場における感染対策を徹底し、**テレワークの活用**など勤務体制を工夫。
- ・その他の業務については大幅に縮小・中断し、人員を発生時継続業務に投入。
- ・**ワクチン等により対応力が高まる時期においては、適切なタイミングでその他の業務も段階的に再開。**

		業務の性格	業務の具体例
発生時継続業務	強化・拡充業務	●新型インフルエンザ等対策政府行動計画等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により、新たに業務が生じ又は業務量が増加するもの	アー1 国土交通省における強化・拡充業務 →感染症危機管理業務、 緊急の法令改正業務、感染拡大により経済的影響を受けている事業者等への支援業務 、広報業務 アー2 所管事業者等における強化・拡充業務 →所管事業者等に対する水際対策の要請業務、業務継続のための支援業務 等
	一般継続業務	●最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することで、国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、業務量を大幅に縮小することが困難なもの	イー1 国民生活に必要なサービス提供業務 →災害・事故対応業務、所管事業に関する許認可業務 等 イー2 公共交通機関の安全確保 →安全確保のための監査業務、インフラ施設の維持管理業務 等 イー3 組織維持業務 →予算・国会・福利厚生・人事・会計等の業務
縮小・中断業務		●発生時継続業務以外の業務で、緊急に実施することが必須ではなく、一定期間、大幅な縮小又は中断することが可能な業務	ウ その他の業務

◆必要な人員、物資及びサービスの確保

- ・各課室等において、上記の業務の仕分けを踏まえ必要となる人員を確保するための人員計画を策定。**その際、保育施設等の休業により出勤困難となる可能性がある職員を把握するほか、テレワークの実施等についても検討。**
- ・管理職が欠勤した場合も見据えた意思決定体制の確保。
- ・必要な物資の備蓄や、庁舎管理等のサービスを提供する委託事業者への業務継続の要請を実施。
- ・**テレワークを行う職員の増加等を見据え、情報システムの維持・整備を実施。**

◆庁舎内における感染対策の検討・実施

- ・各課室等において、**平時から、感染拡大時に消毒等を行う対処班を選定するなど感染対策の検討を実施。**
- ・発生時における感染対策について、**エアロゾル感染も想定した職場における清掃・消毒等の感染対策や職員の健康状態の把握を実施。**
- ・**海外出張の中止や海外滞在する職員の退避等を検討。**
- ・**特定接種の対象となる職員（危機管理担当や管制官等）に対し、本人の同意を得た上で特定接種を実施。**

◆業務継続計画の運用

- ・国内外で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部等が設置された場合、速やかに業務継続計画を発動。
- ・各課室等の人員計画の実施責任者は、**事態の進展に応じ必要な人員調整や計画変更を柔軟に実施。**
- ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行した場合は、通常体制に復帰。
- ・各課室等において防護服の着用等の教育・訓練を実施。
- ・必要に応じ業務継続計画の見直し等を実施。